

## 新潟県環境審議会運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、新潟県環境審議会条例（平成6年新潟県条例第41号）第11条の規定に基づき、新潟県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会議の招集)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員に通知するものとする。

### (部会)

第3条 審議会に次の部会を置く。

- (1) 環境管理部会
- (2) 水環境部会
- (3) 資源循環部会
- (4) 自然環境部会
- (5) 温泉部会

2 各部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、必要と認めるときは、特別の事項を審議するため、第1項に規定する部会以外の部会を設置することができる。

### (代理出席)

第4条 次に掲げる委員及び特別委員は、会長又は部会長の承認を得て、当該委員及び当該特別委員の所属する機関又は団体の他の職員を代理人として、審議会又は部会の会議に出席させることができる。

- (1) 国の関係行政機関の職員
- (2) 市町村長
- (3) その他会長又は部会長が必要と認める者

### (諮問の付議)

第5条 会長は知事より諮問を受けたときは、当該諮問を適当な部会に付議することができる。

2 前項の場合において、会長は当該諮問を2以上の部会において調査審議することが適当と認めるときは、2以上の部会の合同部会を設けることができる。この場合において、合同部会の部会長は、会長が当該2以上の部会長のうちから指名する。

### (部会の決議)

第6条 部会の決議は、審議会の決議とする。

2 部会長は、部会の決議を審議会に報告するものとする。

(会議の公開)

第7条 会議は原則公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは議長が審議会又は部会に諮り、当該会議を非公開とすることができる。

(1) 新潟県情報公開条例(平成13年新潟県条例第57号)第7条各号に定める非公開情報について審議するとき

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められるとき

(関係者の出席)

第8条 会長又は部会長が必要と認めるときは、関係者に対し審議会又は部会に出席して意見を述べさせることができる。

(議事録の作成)

第9条 会長又は部会長は、審議会又は部会の議事について、議事録を作成するものとする。

2 議事録は、会長又は部会長が指名する二人以上の委員の同意を得て確定する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、環境局環境政策課において行う。部会の庶務は、それぞれの事務を所掌する課が行う。

(準用規定)

第11条 第2条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び特別委員」と読み替えるものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は会長が定める。

(付則)

この規定は、平成15年7月8日から施行する。

(付則)

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

(付則)

この規定は、令和5年7月19日から施行する。

別表

部会	所掌事務
環境管理部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新潟県環境基本計画の策定及び改定に関する事</li> <li>2 新潟県の地球環境保全の計画に関する事</li> <li>3 その他環境に係る重要事項に関する事</li> </ol>
水環境部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定に関する事</li> <li>2 水質汚濁に係る排水基準の設定に関する事</li> <li>3 公共用水域及び地下水の水質測定計画の作成に関する事</li> <li>4 その他水環境保全及び地盤環境の保全に関する事</li> </ol>
資源循環部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新潟県資源循環型社会推進計画の策定及び変更に関する事</li> <li>2 その他廃棄物の処理及び3Rの推進に関する事</li> </ol>
自然環境部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鳥獣保護事業計画の策定及び鳥獣保護区の設定等に関する事</li> <li>2 自然環境保全基本方針の策定及び変更に関する事</li> <li>3 新潟県自然（緑地）環境保全地域の指定及び保全計画の決定等に関する事</li> <li>4 国定公園、県立自然公園の指定及び公園計画決定等に関する事</li> <li>5 その他自然環境保全、鳥獣の保護及び狩猟に関する事</li> </ol>
温泉部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 温泉の掘削、増掘、動力装置の許可及び取消に関する事</li> <li>2 温泉の採取の制限に関する事</li> <li>3 その他温泉に係る重要事項に関する事</li> </ol>